



「学生納付特例制度」

国民年金の保険料納付が困難な学生は、4月に学生納付特例申請手続きをしてください。

以前、申請されている方についても、毎年4月には、再度申請手続きが必要です。

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。

学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

◆『学生納付特例申請の簡素化』について

平成24年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成25年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学する場合は、

このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請が出来ます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書などが必要ですが。

また、平成25年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが幡多年金事務所にご連絡ください。

◆学生とは？

学生納付特例という学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限り、また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。



◆所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。

「118万円＋(扶養親族などの数×38万円)＋社会保険料控除など」

※本人以外の家族の所得は問いません。

◆年金受給との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間(保険料免除期間を含む)が25年以上必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

また、学生納付特例制度の承認を受けていけば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

◆申請書の提出先は？

申請書の提出先は、役場年金担当または年金事務所の窓口です。

また、平成20年4月から、在学する大学などの窓口でも申請手続きができるようになりました。

大学などの窓口で申請手続きを行うためには、在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

◆必要な添付書類は？

●年金手帳

●学生などであることを証明する書類(在学証明書または学生証などの写し)

●前年所得の状況を明らかにすることが出来る書類(住所地で確認できる場合は不要)

●退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写し)

※申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障害基礎年金を

受けることができない場合もありますので、注意してください。

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3九月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書などが必要です。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

日時 4月18日(木)

午前10時～正午
午後1時～3時

場所 黒潮町役場 佐賀支所
1階 町民室

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616(直通)



分ければ資源・混ぜればごみ

粗大ごみの出し方

町が、粗大ごみとして収集するものは、主に家庭の日常生活から出る家具・家電製品・台所用品・自転車など、町指定ごみ袋に入らない大きさで2m以下のものです。

粗大ごみには、「黒潮町粗大ごみ指定証票」を貼って出してください。



収集する粗大ごみ

【家具類】

机、イス、ソファ、たんす、ベッド、カーペット、たたみ、布団(一枚ずつしぼる)など

【家電製品類】

コタツ、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、ステレオ、食器乾燥機など

【その他】

遊具など

※ストーブなどタンクの中の油類や水、電池などは全部抜いて出してください。

※分解したものは、ひもでしっかりとしばって整理して出してください。

※家庭ごみ収集の日と重なる場合は、混ざらないように出してください。

無料収集をする「指定品目」

ガスコンロ、電子レンジ、なべ、やかん、フライパン、自転車、ストーブ、スチール机、トタン
※トタンは、しばって出してください。

※有料の粗大ごみと、混ざらないように出してください。

収集しないもの

【リサイクル対象品】
ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ、エアコン、パソコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

【産業廃棄物】

瓦、ブロックなど建築用資材、廃油、廃プラスチックなど、事業活動に伴って生じたごみ

【機械、器具類】

農機具、精米機、漁具、電動機、大工道具、金属工具、ドラム缶、

エンジン、バイク、タイヤ、ホイール、バッテリー、車の座席、ボート、コンプレッサー、ピアノ、毛糸編み機、足踏みミシン、電動マッサージ器、大型コピー機、ボイラー本体およびタンク、直径12mm以上の鉄筋、厚さ4mm以上の鋼板、ロープ類など

【危険物】

ガスボンベ、ガソリン・灯油などの入った容器、農薬、塗料溶剤、化学薬品、酸・アルカリ性液体など

【大型粗大ごみ】

2m以上のもの

※収集しないものについては、廃棄物処理業者または販売店や古物商などに相談のうえ、処分をお願いします。機械器具など金属類は、古物商で買い取りまたは無償での引き取りをしてもらえる場合もあります。

※収集日は地区により異なりますので、黒潮町カレンダーか一般ごみ収集計画表でご確認ください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800(直通)